

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

条 例

- 条例第1号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例
……………（人事課）…2
- 条例第2号 宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例……………（人事課）…3
- 条例第3号 押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備
に関する条例……………（総務課）…3
- 条例第4号 宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関す
る条例の一部を改正する条例……………（消防総務課）…4
- 条例第5号 宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す
る条例……………（消防総務課）…4
- 条例第6号 宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例
……………（自治振興課）…4
- 条例第7号 宇治市企業立地促進条例の一部を改正する条例
……………（産業振興課）…4
- 条例第8号 宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関す
る条例の一部を改正する条例……………（建築指導課）…5
- 条例第9号 宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例
……………（水道総務課）…7
- 条例第10号 宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条
例……………（下水道計画課）…8
- 条例第11号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
……………（国民健康保険課）…8
- 条例第12号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
……………（国民健康保険課）…9
- 条例第13号 宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例
……………（議会事務局）…9
- 条例第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例……………（学校教育課）…10

規 則

- 規則第3号 宇治市コミュニティセンター条例施行規則の一部を
改正する規則……………（自治振興課）…10
- 規則第4号 宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正
する規則……………（人事課）…10
- 規則第5号 宇治市勤労者住宅資金融資あつせん規則の一部を改

- 正する規則……………（産業振興課）…10

告 示

- 告示第44号 議決予算の公表……………（財政課）…11
- 告示第45号 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着
型介護予防サービス事業者の廃止……………（介護保険課）…18
- 告示第46号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…19
- 告示第47号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…19

公 告

- 公告第15号 大久保町井ノ尻配水管改良工事に係る条件付一般
競争入札……………（契約課）…19
- 公告第16号 建築協定の廃止の認可……………（建築指導課）…21
- 公告第17号 建築協定の廃止の認可……………（建築指導課）…21

消 防 本 部

- 訓令甲第2号 宇治市消防職員服装規程の一部を改正する規程
……………21

教 育 委 員 会

- 告示第6号 教育委員会の招集……………22
- 規則第3号 宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正
する規則……………22
- 規則第4号 宇治市学校運営協議会設置規則……………23
- 規則第5号 宇治市就学援助規則の一部を改正する規則……………24
- 告示第7号 宇治市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改
正する要綱……………24

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第14号 直接請求に必要な選挙人の数……………24
- 告示第15号 選挙公報及び審査公報の配布方法等……………25
- 告示第16号 投票管理者及び同職務代理者の選任……………25

監 査 委 員

- 公表第5号 定期監査の結果の報告……………26
- 公表第6号 財政援助団体等監査の結果の報告……………26

公 営 企 業

- 規程第2号 宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程……………27
- 規程第3号 宇治市公共下水道使用料条例施行規程の一部を改正する規程……………33
- 規程第4号 宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程……………33

正 誤

- 2019年（平成31年）3月22日付け宇治市公報第2238号……………35
- 2021年（令和3年）4月2日付け宇治市公報第2335号……………35

条 例

行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を、ここに公布する。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第1号

行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例
（宇治市組織条例の一部改正）

第1条 宇治市組織条例（昭和26年宇治市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「政策経営部」を「政策企画部」に
総務部 総務・市民協働部
産業地域振興部 産業観光部」

改める。

別表中

「

政策経営部	(1) 市政の重要方針及び重要施策の企画立案及び調整に関すること。 (2) 市政の総合的企画及び統計に関すること。 (3) 市議会に関すること。 (4) 財政に関すること。
総務部	(1) 文書、情報公開及び公印に関すること。 (2) 情報化に関すること。 (3) 普通財産及び庁舎の管理に関すること。 (4) 入札及び契約に関すること。 (5) 市税に関すること。 (6) 他の部等の所管に属しない事項に関すること。
産業地域振興部	(1) 自治、文化及びスポーツの振興に関すること。 (2) 広聴に関すること。 (3) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関すること。 (4) 観光、商工業、農林茶業その他の産業に関すること。 (5) 労働者対策及び消費者保護に関すること。

」

を

「

政策企画部	(1) 市政の重要方針及び重要施策の企画、総合調整及び推進に関すること。 (2) デジタル施策に関すること。 (3) 市議会に関すること。 (4) 財政に関すること。
総務・市民協働部	(1) 文書、情報公開及び公印に関すること。 (2) 例規に関すること。 (3) 統計に関すること。 (4) 普通財産及び庁舎の管理に関すること。 (5) 入札及び契約に関すること。 (6) 自治振興、市民協働及び広聴に関すること。 (7) 消費者保護に関すること。 (8) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関すること。 (9) 市税に関すること。 (10) 他の部等の所管に属しない事項に関すること。

	。
産業観光部	(1) 農林茶業、商工業、観光その他の産業に関すること。 (2) 労働者対策に関すること。 (3) 文化及びスポーツの振興に関すること。

に改める。

（宇治市行政不服審査会設置条例の一部改正）

第2条 宇治市行政不服審査会設置条例（平成28年宇治市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、総務部総務課」を「、行政不服審査担当課」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第2号

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の育児休業等に関する条例（平成4年宇治市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア中（ウ）を（イ）とする。

第7条の2各号列記以外の部分中「、次の各号のいずれにも該当する」を「、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第10条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第11条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例を、ここに公布する。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第3号

押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例

（職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年宇治市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名して」を「に宣誓書（別記様式）を提出して」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第2条関係）」に、「共に」を「ともに」に改め、「@」を削り、「したがう」を「従う」に、「または」を「又は」に、「したがって」を「従って」に、「あたる」を「当たる」に改める。

（宇治市財務条例の一部改正）

第2条 宇治市財務条例（昭和26年宇治市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、署名押印しなければ」を「、署名しなければ」に改める。

（宇治市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第3条 宇治市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年宇治市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項各号列記以外の部分中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第7条第3項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要であると認める事項

第8条第3項中「かえて」を「代えて」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 審理を行つた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第7項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要であると認める事項

第9条第2項各号列記以外の部分中「記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 調査を行つた委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要であると認める事項

第10条第2項各号列記以外の部分中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要であると認める事項

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第4号

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「、水・火災その他の災害」を「、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条を次のように改める。

（年額報酬）

第12条 団員には、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに年額報酬を支給する。

2 年額報酬の額は、別表第1の左欄に掲げる階級の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

3 前項の規定にかかわらず、年度の途中において次の各号のいずれかに該当した場合の年額報酬の額は、月割りにより計算した額（当該額に50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数を1円に切り上げた額）とする。

(1) 任用され、又は退職した場合

(2) 年額報酬の額の異なる階級に異動した場合

第15条を第16条とし、第14条第1項中「死亡、負傷し」を「死亡し、負傷し」に、「または」を「、又は」に、「団員または」を「団員又は」に改め、同条を第15条とし、第13条中第1項及び第3項を削り、同条第2項中「、別表」を「、別表第3」に改め、同項を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（出勤報酬）

第13条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合は、3月ごとに出勤報酬を支給する。

2 出勤報酬の額は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

別表中「第13条」を「第14条」に改め、同表を別表第3とし、附則の次に次の2別表を加える。

別表第1（第12条関係）

階級の区分	額
団長	177,000円
副団長	125,000円
分団長	110,000円
副分団長	69,000円
部長	50,000円
班長	37,000円
団員	36,500円

別表第2（第13条関係）

区分			額
災害	2時間以下の場合	1回	2,000円
	2時間を超える場合	1回	2,000円に当該 超える時間1時間ま でごとに1,000 円を加算した額
警戒	4時間以下の場合	1回	2,000円
	4時間を超える場合	1回	3,500円
訓練	4時間以下の場合	1回	2,000円
	4時間を超える場合	1回	3,500円

火災予防 活動等	4時間以下の場合	1回	1,400円
	4時間を超える場合	1回	3,500円
機械点検	1回		900円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第5号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宇治市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宇治市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

（揭示済）

宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第6号

宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例

宇治市集会所に関する条例（平成27年宇治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「		を	
宇治市木幡南山68番地3	宇治市東木幡集会所		
宇治市白川姿婆山16番地1	宇治市白川集会所		

」

「

に改める

宇治市木幡南山68番地3	宇治市東木幡集会所
--------------	-----------

」

附 則

この条例は、令和4年4月11日から施行する。

（揭示済）

宇治市企業立地促進条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第7号

宇治市企業立地促進条例の一部を改正する条例

宇治市企業立地促進条例（平成14年宇治市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、平成34年3月31日」を「、令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第8号

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成25年宇治市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「内において」を「内における建築物の用途」に、「ア欄に掲げる建築物は、建築しては」を「制限の欄に掲げる用途の制限に適合するものでなければ」に改める。

第10条を第13条とし、第9条第1項中第3号を第4号とし、同項第2号中「第5条又は第6条」を「第6条から第8条まで」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第4条」を「第4条又は第5条第1項」に、「場合」を「場合（次号に規定する場合を除く。）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第5条第1項の規定に違反することになった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者

第9条第2項中「前項第2号」を「前項第3号」に改め、同条を第12条とし、第8条を第11条とし、第7条中「、前3条」を「、第4条から第8条まで」に改め、同条を第10条とし、第6条中「ウ欄に掲げる高さ以下」を「制限の欄に掲げる高さの最高限度に適合するもの」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（建築物に附属する塀の構造の制限）

第8条 計画地区内における建築物に附属する塀の構造は、別表第2の計画地区の欄の区分に応じ、同表の制限の欄に掲げる塀の構造の制限に適合するものでなければならない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第9条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築し、又は改築する場合においては、法第3条第3項第3号又は第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定並びに第4条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部

分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により第6条の規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）をする場合においては、当該増築等をする部分以外の部分については、法第3条第3項第3号又は第4号の規定にかかわらず、第6条の規定は適用しない。

3 前項の規定は、法第3条第2項の規定により前2条の規定の適用を受けない建築物について準用する。

第5条中「」から道路境界線（地区計画の地区施設として定める区画道路の境界線をいう。）までの距離を「以下同じ。」の位置」に、「イ欄に掲げる距離以上」を「制限の欄に掲げる壁面の位置の制限に適合するもの」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第5条 計画地区内における建築物の敷地面積は、別表第2の計画地区の欄の区分に応じ、同表の制限の欄に掲げる敷地面積の最低限度に適合するものでなければならない。

2 前項の規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合においては、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 前項の規定を改正する条例による改正後の同項の規定の施行又は適用の際、建築物の敷地面積の最低限度に関する従前の制限に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 前項に規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用している土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について準用する。この場合において、前項第1号中「前項の規定を改正する条例による改正後の同項の規定の施行又は適用の際、」とあるのは「法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少が少なくとも」と、「従前の制限」とあるのは「制限」と読み替えるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

名称	区域
石橋地区地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画石橋地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
東隼上り地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示さ